

新型コロナウイルス感染症に対応した学校生活ガイドライン

上越教育大学附属中学校

【基本方針】 学校では次の四つを基本として、全教職員が共通理解して取り組みます。

○感染予防対策の徹底

- ・「三つの密」が同時に重なる場を徹底的に回避する
- ・他学級、学年との接触の機会を可能な限り回避する
- ・学級単位での教育活動を基本とする

<三つの密>

- ・密閉 (換気の悪い空間にいる)
- ・密集 (手の届く距離に多くの人がいる)
- ・密接 (近距離での会話や発声がある)

○子供たちの様子をよく「みる」

ウイルス感染への不安、外出や思い切り部活動ができないストレス、生活習慣の乱れなど。子供たちをよく「みる」ことを大切にする。

○学校生活への意欲付け

「学校が楽しい」、「友達と一緒に勉強できてうれしい」、「今学期も頑張ろう」という意識付けをする。

○学習内容の確実な実施と定着

【内容】

I 感染症対策

1 新型コロナウイルスへの正しい理解

- ・飛沫、接触でうつる感染症という点では風邪やインフルエンザと同様。誰でも感染者、濃厚接触者になりうる状況にある。
- ・感染者や濃厚接触者、その家族、医療従事者に対し、差別や偏見がないようにする。
- ・正確な情報や科学的根拠に基づいた情報や行動を伝えるなどし、偏見や差別が生じないよう適切な指導をする。

2 学校における感染症対策

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(文部科学省 2020.8.6 ver.3)を基に、感染症対策の三つのポイントを踏まえ、感染症対策を行う。

三つのポイント

○感染源を絶つこと ○感染経路を絶つこと ○抵抗力を高めること

(1) 健康観察

① 家庭での健康観察

ア 毎朝、登校前に「検温」「風邪症状の有無」を各自の端末から専用のフォームに入力する。

イ 発熱(37℃以上を目安、ただし個人差あり)や咳、のどの痛み、倦怠感などの風邪症状がある場合は、家庭で休養させ、出席停止の扱いとする。

ウ 感染に対する(感染する、感染させる)不安により、登校を見合わせたい場合は、「校長が出席させなくてよいと認めた日」(出席停止)とし、期間や待機状態については生徒及び保護者の気持ちに寄り添うよう留意する。

② 学校での健康観察

ア 登校前に検温できなかった生徒は、登校後速やかに検温し、異常のないことを確認する。

イ 朝学活の健康観察は入念に行う。

ウ 養護教諭はフォームでの報告を確認し、必要に応じて学級担任に知らせる。なお、個々の記録は残しておく。

エ 授業者は常時生徒の様子を観察し、健康状態を把握する。心配な生徒には、積極的に声を掛け、早期発見に努める。

オ 37℃以上の発熱や風邪症状がある場合は早退、休養させる。

(2) 基本的な感染症対策の徹底

① 手洗いや咳エチケットの徹底

・特に、ハンカチの携帯を指導する。

② 十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事で免疫力を向上できるよう指導する。

(3) 感染症対策の留意点

① 教室、職員室等の換気の徹底〔密閉防止対策〕

ア 常時換気できるように、窓や出入口扉等を2か所以上開ける。

(寒い場合は、窓を閉めず暖房や衣服で調整する)

(冷房・暖房を入れる際も同様とする)

イ 1時間に1回(5~10分程度)窓や出入り口を広く開け換気する。

・休み時間は出入口戸を開ける。(授業後に教科担任が指示する)

・換気扇がある場合は、常時使用する。

・授業途中でも必要に応じて換気する。

② 生徒同士の距離の確保〔密集・密接対策〕

ア 座席間を離して配置し、できるだけ距離を置く配慮をする。

イ グループ活動は、マスク着用、接触を防ぐなどの配慮の上で行う。

ウ 教室使用の制限

各教室	使用者の制限	人数	留意点
普通教室	当該学級の生徒	36人	机は、教室いっぱいの間隔をとって配置する。机同士は付けない。
体育館		100人	学年集会としての使用は可とする。
多目的教室	話合い、合唱、合奏などの活動	36人	話合いや合唱・合奏などの活動することを目的とした活動で使用する。十分に間隔をとること。
ピロティール	学年集会など	100人	学年集会としての使用は可とする。
	話合い、合唱、合奏などの活動	40人	十分に間隔をとること。
図書室	図書貸出し、各会議	20人	読書ができる座席を半数に限定する。
院生カンファレンス室	各会議	20人	十分に間隔をとって座る。
その他の特別教室		36人	委員会、部活動での使用の場合は、異学級異学年の使用を可とする。

③ マスクの着用

原則として、登下校を含め校内ではマスクを着用する。ただし、次の場合は口を閉じたり十分に間隔をとるなどの配慮をした上でマスクを外してもよいこととする。

・教室での授業において、黙って活動する場面が続く場合

- ・自転車、徒歩での通学する場合
- ・合唱や楽器演奏を行う場合は、十分に間隔を空け、換気を十分に行う。
- ・体育や部活動中の運動中

④ 手洗いの徹底について

- ア 正しい手洗いの仕方を指導し、こまめな手洗いを徹底する。
 - ・登校後、給食前、トイレの後、清掃の後、実習・実技等は特に入念に手洗いをを行う。
- イ 状況に応じて手をアルコール消毒する。

⑤ 学校施設の清掃・消毒について

通常の清掃活動において、多くの生徒が手を触れる箇所（ドアノブ（取っ手）、手すり、スイッチ等）のみ、アルコールを含んだペーパータオルで清拭する。

⑥ 教具・用具について

- ア できる限り教具・用具の共有は避ける。
- イ 共有した場合は、授業後必ず手を洗う。
- ウ 共有しなければならない教具・用具は適宜消毒液で清拭する。

⑦ 清掃時の留意点

- ア 不要な接触を避ける（原則、学級毎に割り振る）。
 - ・各教室は、学級ごとに割り振った当番を決めて輪番で行う。
- イ 距離を保ちながら清掃するよう指導する。
 - ・清掃の仕方を工夫する。マスクを着用し、私語をしない。
- ウ すべての窓を大きく開けて清掃する。
- エ 終了後は必ず石けんで手を洗う。
- オ 生徒による清掃は、普段の清掃方法とし、月、水、金曜日の授業終了後とする。

⑧ 登下校時の留意点

- ア 玄関口にとどまらず、すみやかに教室に行く、下校するよう指導する。
- イ 自転車、徒歩の場合、状況に応じて、熱中症予防のためにマスクを外す。
- ウ 新型コロナウイルス感染症の状況に応じ次の措置を執る。
 - ・必要に応じて、交通機関の混雑を避けるため、登校時間を遅らせる。
 - ・下校時に生徒が玄関に密集しないよう、分散して下校するなどの指導をする。
 - ・電車・バス通学の生徒は、清掃当番等の配慮を行うとともに個別に状況を聞き対応する。

⑨ 給食時の留意事項

- ア 配膳・片付けで並ぶ際は、十分な間隔を空ける。
 - ・自分の給食は自分で配膳する。
 - ・すべての生徒の手洗いの徹底。
 - ・対面給食をせず、黒板を向いて食べる。
- イ 給食当番は、学年ごとに時間をずらして配膳室に給食を取りに行かせる。

⑩ 学校図書利用の留意事項

図書室は、十分な間隔を確保するため椅子の数を制限する。

(4) 教職員の感染症対策

※職員室を共有していることから、教職員が感染すると多数の濃厚接触者が生じるおそれがあるので、感染予防の意識を強くもつことが大切。

①教職員各自で行う予防・発生時対策

- ア 出勤前に検温を行い、各自の端末から生徒と同様専用のフォームに入力して出勤する。
- イ 発熱（37℃以上を目安）や風邪症状がある場合は出勤しない。

- ・健康管理に留意して、風邪症状がある場合には無理せず休む。
- ウ 授業中はマスクを使用する。ただし、熱中症対策のため、飛沫を防ぐことができる場合は、マスクを外すことを可とする。
- エ 感染者の発生状況をニュース等でチェックし、情報を把握する。
- オ 学校で発生した場合に備え、自身の行動歴や接した人に関して記録しておく。

② 職場全体で行う対策

- ア 全員で換気を徹底する。
- イ 教室では、教員と生徒、生徒間の机をできるだけ離す。
- ウ 会議等を行う場合、「三つの密」の重なる場所を避け、近距離での会話をできるだけ避けたり、マスクを着用したりする。
 - ・会議は場所，時間（内容の精選）等を工夫して実施する。

3 休業等の基準

（「小中学校休業等の基準」令和2年6月18日第20回新潟県新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定による）

(1) 生徒

	生徒に症状あり	生徒が濃厚接触者に 特定 ※1	生徒の感染が判明
生徒本人	自宅で休養	原則として2週間の出席停止 ※2	治癒するまで出席停止
当該生徒等の 在籍する学級	学級閉鎖としない	学級閉鎖としない	2週間を目安に学級閉鎖 ※3
学校全体	休業しない	休業しない	いったん臨時休業 →その後、保健所等に相談し、適宜再開 ※3
周辺の学校	休業しない	休業しない	休業しない ※4

※1 …同居する者の感染が判明した生徒も同様に扱う。

<濃厚接触者の範囲>

○学校での参考例

- ・換気していない教室や教務室で長時間一緒に過ごした。
- ・感染者と知らずに、けがの手当てをするなど、接触した。
- ・教務室や教室の座席が、感染者の両隣，前後，対面，斜め前後の席に位置している。
- ・手が触れることができる近い距離で会話した。など

○一般的な参考例

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触(車内、機内を含む)があった者
- ・適切な感染防護なしに新型コロナウイルス感染症が疑われる者を診察、看護、介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液や体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- ・手で触れることまたは対面で会話することが可能な距離(目安として2 m)

で、必要な感染予防策なしで患者と接触があった者

※2…感染者と最後に接触した日から2週間。

※3…いったん臨時休業とする。あわせて、濃厚接触者の特定等のための調査に協力すると共に、保健所の指示に従い、必要に応じて校舎の消毒等を行う。

そして、集まった情報を基に、県専門家会議や保健所、学校医等の意見、上越市教育委員会、近隣の学校の様子等を踏まえ、国立大学法人上越教育大学危機管理対策本部の判断により、学校内での感染拡大の可能性が低いと判断される場合には、感染者が出た学級を除いて、学校を適宜再開する。

※4…感染した児童生徒、教職員の感染経路や活動範囲、地域の拡大状況を考慮し、保健所等と十分協議の上、国立大学法人上越教育大学危機対策本部の判断により当校をいったん休業、閉鎖とする場合もある。

(2) 教職員が感染した場合・・・当該教職員は就業禁止とする。

・学校をいったん臨時休業とし、保健所等の調査に協力し、調査結果を基に、国立大学法人上越教育大学危機対策本部の判断により適宜再開する。

	本人に症状あり	本人が濃厚接触者に 特定 ※1	職員の感染が判明
職員本人	自宅で休養	原則として2週間 の出勤停止 ※2	治癒するまで 出勤停止
学校全体	休業しない	休業しない	いったん臨時休業 →その後、保健所等に 相談し、適宜再開 ※3
周辺の学校	休業しない	休業しない	休業しない ※4

※1, 2, 3, 4は、3(1)に準ずる。

4 出席停止について

(1) 出席停止として扱うもの

① 生徒の感染が判明した場合

・治癒するまでの期間

② 生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合

・濃厚接触者と認められる場合の自宅での待機期間（原則として2週間）

③ 以下の場合で、保護者から連絡があった場合（状況等を丁寧に聞き取り、柔軟に対応する）

・生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるとき

・感染に対する不安により、登校を見合わせたい場合

・上越市内で感染者が発覚した場合

(2) 「登校許可証明書」の提出について

上記の②, ③については不要とする。

(3) 発生報告について

感染が確認された児童生徒、濃厚接触者に特定された生徒等について情報を得た場合は、附属学校課（附属小学校事務室）に報告する。

II 教育活動

感染拡大の状況、近隣学校の動きを参考に教育活動を展開する。なお、変更はその都度、通知する。

1 授業について

- (1) 今年度は、臨時的措置として「前期・後期の二期制」とし、10月までを前期、11月～3月を後期とし、学習状況を前期末・後期末に通知票に記入して配付する。
※中学校校則では3学期制となっており、適切な成績算出のための期間とする。
- (2) 定期テスト等、共通で行うテストを以下のように変更する。
 - ・前期：定期テスト①（7月上旬）、夏休み明けテスト（8月下旬）、定期テスト②（10月上旬）
 - ・後期：定期テスト③（11月中旬）、定期テスト④（1月、2月）
- (3) 水泳授業を中止とする。
- (4) 合唱は、普通教室ではマスクを付けて歌うことを原則とする。ただし、多目的室、体育館、など十分な空間と換気が確保できる場合に限り、マスクを外しても良いこととする。
- (5) 調理実習（部活動等で調理を伴う活動を含む）は原則として見合わせる。ただし、湯茶等の飲食については、管理職の許可の下、十分な感染症対策を講じた上で実施することができる。

2 学校行事について

- (1) 8月までの学校行事、附属中学校説明会、わくわく大学デーを中止とする。
- (2) 三者面談を夏季休業第1週に設定する。
- (3) 全校一斉での体育大会は中止する。内容・日程など、以下のように工夫して取り組む。
 - ・学年毎に別日に設定する。
 - ・来賓の案内を見合わせる。
 - ・保護者の参観は、観戦場所を指定するなど、密接防止を呼び掛ける。
- (4) 文化祭を中止とし、秋の合唱コンクールのみとし、3密を防ぐため以下の手立てを講じて行う。
 - ・来賓への案内を見合わせる。
 - ・保護者の来校を見合わせる。
 - ・発表学年は体育館で発表・鑑賞し、他学年は教室でオンライン配信された映像を視聴する。
 - ・当日の発表は業者によって録画、録音され、後日DVDを販売する。
- (5) 3年生の修学旅行（10月16日（金）～10月19日（月）、沖縄方面）を中止する。

3 部活動関係

- (1) 月曜日（9月のみ）火曜日、水曜日、金曜日、週休日の活動を可とする。ただし、活動時間等は、次のとおりとする。
 - ・9月は17時30分まで ・10月は17時15分まで ・11月～1月は16時45分まで
 - ・2月は17時まで ・3月は17時15分まで
 - ・平日は2時間、休日は3時間を目安とする。
 - ・土日のうち、少なくとも1日は休養日とする。
 - ・平日のうち、少なくとも1日は休養日とする。
- (2) 9月以降の大会等に参加を希望する3年生は、顧問と相談の上、参加を認める。
- (3) 合同新人大会は、中体連の確認事項に従い参加を可とする。
- (4) 特設部駅伝は、合同駅伝大会・地区駅伝大会に参加する方向で活動を行う。また、特設合唱部は、秋の合唱コンクールでの発表に向け、感染症拡大の防止策を講じた上で活動する。

4 対外的な行事

(1) 教育実習

上越教育大学の教育実習，心理師実習，学校支援プロジェクトについては検討中である。上越教育大学以外の実習は予定どおり行う。

(2) 研究会等

今年度は，教育研究会を行わない。ただし，Apple Open Dayは2月に実施する予定である。

(3) 視察等の受入

ICT教育に関する視察の依頼があった場合は，その可否をその都度協議する。

5 2学期の主な行事予定（8月24日現在）

8月24日（月）	夏休み明けテスト（5教科）	11月4日（水）	第3回上進連テスト
27日（木）	耳鼻科検診	6日（金）	秋の合唱コンクール
9月2日（水）	新人水泳大会	16日（月）	第3回定期テスト （17日まで）
4日（金）	教育相談アンケート	18日（水）	生徒会選挙運動開始 （27日まで）
7日（月）	教育相談（25日まで）		3年生歯科検診
8日（火）	看護大観察実習（9日まで）	20日（金）	2年生歯科検診
10日（木）	新人大会激励会	30日（月）	生徒会選挙立会演説 ・投票
11日（金）	合同新人陸上大会		生徒会選挙決選投票 1年生歯科検診
14日（月）	避難訓練（火災）	12月1日（火）	第2回生徒総会学級 討議
17日（木）	体育大会開会セレモニー	8日（火）	当校入試
	体育大会 23日（水）1年生	12月12日（土）	2学期三者面談 （16日，18日）
	25日（金）2年生	15日（火）	当校入試合格発表
	29日（火）3年生	16日（水）	第2回生徒総会
24日（木）	合同駅伝大会・全校集会	22日（火）	2学期終業式
30日（水）	上越市科学研究発表会	24日（木）	
10月1日（木）	合同新人各種大会		※3学期始業は，令和3年1月6日（水）
2日（金）	衣替え期間（30日まで）		
6日（火）	第2回上進連テスト		
8日（木）	第2回定期テスト（9日まで）		
29日（木）	眼科検診		
30日（金）	前期成績通知		